

日向土木管内大規模氾濫等減災協議会 規約（案）

（設置）

第１条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「日向土木管内大規模氾濫等減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- （１） 台風などの豪雨による水害や土砂災害の甚大な被害に対処するため、日向土木管内における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による災害に強い地域づくりの推進を図ること。
- （２） 平成 24 年 7 月九州北部豪雨、平成 26 年 8 月豪雨、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年 8 月の北海道・東北豪雨や平成 28 年 9 月台風 16 号災害など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 協議会は、第 1 項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 幹事会は、第 2 項による者のほか、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等のリスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- (4) その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

- 2 事務局は、宮崎県日向土木事務所とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 1 月 29 日から施行する。